

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

日南町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本町は、水資源に恵まれ全域が中山間地域となっており、良質な米や野菜を生産している。平野部と比べて生産条件の格差が大きいことから、生産コスト差を是正する取組を行うことが必要である。また、従来からオオサンショウウオ（天然記念物）の生息地として有名な地域であり、それを保護する活動や、農業用排水路を適切に保全管理し、環境負荷の軽減を図りながら農業振興を図ることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進し、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を図り、多面的機能の増進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	日南町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(別紙)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法・・・日南町全域

山村振興法・・・日南町全域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法・・・日南町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象

(田で1/100以上1/20未満、畑、草地で8度以上15度未満)

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(エ) 鳥取県知事が地域の実態に応じて指定する地域
指定なし

2 交付額

(1) 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画・・・認定なし

3 その他

その他必要事項については、中山間地域等直接支払交付金実施要領及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用に基づいて行う